

## 「環境社会配慮アドバイザー業務」

(公告日：2021年9月14日／調達管理番号：21a00619) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 13 P. 20	8. 留意事項 (1) 業務発注方法 契約書案第1条の9	「いずれの場合においても、・・・想定業務日数、見積金額、委託内容等の詳細については打合簿で定めることとする。」 「本契約は、本契約に基づく個々の業務委託契約（以下「個別契約」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。」とあります。 個別契約とは打合簿を指すのでしょうか、あるいは別途、個別案件ごとに契約書を交わすのでしょうか。	個別契約とは打合簿を作成することを指しており、同打合簿が個別案件の発注書になります。
2	P. 14	(a) 個別選定	「個別案件の特性、各環境社会配慮アドバイザーの過去の実績や強み等を鑑みて、～②利益相反、業務繁忙の状況により委託業務を遂行できる1社が限定されている場合JICAの判断により1社を選定し、業務を委託する。」とのことですが、これは例えば現地グループ会社が担当した案件に対して、日本国内の本社がレビューする場合は利益相反、という理解でよろしいでしょうか。	一例として、借入人が雇用した環境アドバイザーと同一の環境アドバイザーをJICAが雇用する場合等が、利益相反として想定されます。
3	P. 16	(2) 業務の実施方針等	「業務仕様書に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述してください。記述は、全体で10ページ以内を目途としてください」とあります。 一方で「業務従事予定者については、様式2（その1, 2, 3）を用いて各人の経験を記述願います。」とあります。 複数の候補者を提案する場合、様式2だけでも10ページを超過してしまいますことから、様式2を除いた10ページという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	P. 18	2) 国外出張旅費	1 案件につき248,800円とありますが、448,800円が正ではないでしょうか。	ご指摘の通り、正しくは1案件につき448,800円です。大変失礼致しました。

以上